# 北鶴橋小学校に代わる避難所機能等の確保 第2回 (生野区役所)



令和4年7月29日(金)

## 前回(6月10日)の意見交換時の概要

#### 【区役所の考え方】

- ◆北鶴橋小学校の敷地の4分の3は借地であるため、閉校後は建物を解体し、地権者に借地を返還する。
- ◆これまで小学校にあった800人分の避難所機能を、府立生野聴覚支援学校で400人分、NRB日本理容美容専門学校で300人分確保。
- ◆残り100人分について鶴橋1丁目6番本市未利用地(丸島水門跡地)に定期借地で 避難所機能を備えた民間施設の誘致が可能かマーケットサウンディング(市場調査) を実施したい。

#### 【いただいた主なご意見】

- ◆北鶴橋は学校がなくなってしまうが、学校跡地の市有地部分には、防災広場ではなく 拠点となる建物を区が建ててほしい。
- ◆学校跡地の市有地部分に振興会館を建て替えしてほしい。補助金だけでは足りないので 防災倉庫分などは区が費用を追加してほしい。
- ◆丸島水門跡地で区の提案するような条件を付けると、事業者が来ないのではないか。

### 北鶴橋小学校に代わる避難所機能等の確保

#### 【本市未利用地の活用】



用途地域:準工業地域

容積率:300% 建ぺい率:80%

#### 土地の活用条件をつけて、民間事業者の公募を検討

- ◆主な活用条件
- ・災害時に避難所開放(約100名)
- ・地域防災コミュニティ活動スペースの確保 (備蓄倉庫・防災会議・地域交流スペース等)
- ◆活用手法・用途
- ・民間事業者への事業用定期借地契約(50年未満) による施設整備

## マーケットサウンディングの実施

- ◆公募に先駆けて、市場ニーズを把握するため実施
- ◆オープンに民間事業者を募り、直接の対話や意見交換を行う
- ◆様々なアイデアや意見をヒアリングすることにより、 民間事業者が参入しやすい公募条件 の 把握や参入意向が 把握できる



## 施設整備における事業者へ求める条件①

#### 【必須(固定)とする条件(案)】

	名称	広さ	設置物に かかる条件	使用にかかる条件	設置階	トイレ
1	避難 スペース (100人分)	200㎡以上 ・複数箇所設置による面積確保も可・学校用途の場合は230㎡以上・大阪市地域防災計画における基準	可動式の 物品のみ 設置 が が 設置 が 数 で が 、 数 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	【災害時】 ・開放 【平常時】 ・防災訓練時に開放 (4 回程度/年)	当該場所の浸水 想定を上回る高 さの場所である こと ※なるべると ※なるあましい	/
2	避難所運営 事務所 スペース (約40人 想定)	120㎡以上		【災害時】 ・開放 【平常時】 ・地域防災会議時に開放 (1回程度/月・防災訓練時含) ※机、椅子等の什器も開放		
3	備蓄倉庫	床面積64㎡ 天井高2.8m 相当の容積以上	_	_		不要

- ・1、2は通常は事業者が活用し、条件に該当する場合に開放。3は事業者の活用を不可とする
- ・1~3はそれぞれ独立したスペースであること
- ・3は1、2から近い場所に設置すること
- ・災害時には地上から1,2のスペースまで容易にたどり着けるように動線を確保するとともに、水平移動(同一階内)についてはバリアフリー経路とすること。
- ・インフラは、電気、ガス、水道、Wi-Fiを確保すること(災害時に地域・本市が使用。使用料は基本的に本市負担)

## 施設整備における事業者へ求める条件 ②

#### 【提案として求める条件(案)】

#### 提案条件(必須)

- ①「避難スペース」または「避難所運営事務所スペース」について、 必須とする条件に加え、平常時に地域防災コミュニティに資するスペース※ として開放(1回以上/月を想定)
  - ※・要援護者への福祉的支援、災害時の避難支援のための見守り活動会議
    - ・防災対策に活用するためのスマホ講座 などを想定
- ② 北鶴橋地域の特性(本市密集住宅市街地整備重点エリア)を踏まえ、 地域防災活動をはじめ、平時から災害時に至るまで地域と緊密に連携し、 地域貢献に資するもの

#### 提案条件(任意)

① 北側隣接の「北鶴ふれあい公園」 (災害時の指定緊急避難場所)とのつながり も意識した施設整備提案も可能とする

未利用地 (計画調整局用地)

約4,800㎡

## 施設整備における事業者へ求める条件③

- ◆活用用途について
  - 〇活用可能な用途(例)
    - ・店舗・事務所等
    - ・ホテル・旅館
    - ・福祉施設・病院・学校等
    - ・スポーツ練習場・映画館・カラオケボックス等
    - ・工場・倉庫等
- ≪参考≫除外・禁止される用途
  - ○都市計画上の用途地域(準工業地域)により除外される用途
    - ・危険性大、又は著しく環境悪化のおそれがある工場
    - ・火薬、石油類、ガスなどの貯蔵・処理の量が多い施設
  - ○市が賃貸借する際に禁止される用途
    - ・住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
      - ⇒居住の用は不可(50年未満の事業用定期借地契約の為)
    - ・風営法に定める風俗営業に関する施設(まあじやん屋、ぱちんこ屋含む)、 性風俗関連特殊営業に関する施設



## マーケットサウンディングの具体的なスケジュール

R4 6月	7月	8月	9月~12月	R5 1月	2月	3月
第1回検討会議 6/10	第2回検討会議 7/29 MSに向けて	MS実施要領作成	マーケットサウンディング ・公表 ・説明会、現地見学会 ・質問受付、回答 ・提案調査票(申込書)受付 ・対話(直接、WEB会議等) ・提案結果のとりまとめ ・結果公表	第3回検討会議に結果報告・公募の方向性	第4回検討会議公募に向けて公募要領件が	公表・公募開始へ